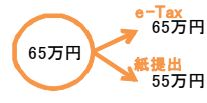


青色申告特別控除が変わります

税制改正にて、平成32(令和2)年分から所得税基礎控除の10万円引き上げに伴い、青色申告特別控除 65万円が55万円に見直しされます。税務手続きの電子化を図る観点から、現行の65万円の控除の要件に加えてe-Taxで申告をした場合に来年以降も65万円の控除となり、基礎控除の引き上げと合わせて10万円増加することになります。一方の青色申告特別控除額10万円については変更ありません。

	現在	令和2年以降
青色申告特別控除	65万円 	55万円
	10万円	10万円
基礎控除	38万円	48万円



当会では予約制の確定申告をe-Taxで行っており、これまで通り65万円の控除ができます。予約なしフリー相談の場合は紙での提出となるため、来年分以降は55万円の控除になります。予約での相談をお勧めします。